

ご存じですか？  
**ジェネリック医薬品**

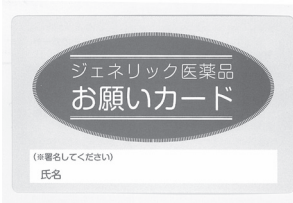
「ジェネリック医薬品」(後発医薬品)とは、先に開発された新薬(先発医薬品)の特許期間終了後に製造販売される医薬品です。これまで効き目や安全性が実証されてきた新薬と国が同等と認めたもので、開発費を低く抑えることができ、医療機関や薬局で支払う薬代の軽減につながります。

**Q ジェネリック医薬品の種類は？**

A ジェネリック医薬品は、高血圧や脂質異常症のお薬など様々な分野や症状に対応しており、カプセル錠剤、点眼剤など、その形態も様々です。

**Q ジェネリック医薬品はどこに行けば処方してもらえるの？**

A 病院・医院・クリニックで発行される処方箋にジェネリック医薬品の名称が記載されていれば、薬局で調剤してもらうことができます。ジェネリック医薬品の名称が記載されていない場合、「後発品への変更不可」欄に医師のサインがなければ、薬剤師さんと相談の上、お薬を選ぶことができます。



ジェネリック医薬品をお願いカードを活用しましょう

すでにお配りしています「ジェネリック医薬品お願いカード」を医療機関の受付時に提示して、処方について相談してください。「ジェネリック医薬品お願いカード」がない方は保険年金担当窓口で交付させていただきます。

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を年2回実施しています

ジェネリック医薬品に関するお知らせは、皆さんのご負担を少しでも軽減するため、服用されている新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額をお知らせするものです。

※先発医薬品からの変更を希望しても、対応するジェネリック医薬品がない場合があります。また、医師の判断により、ジェネリック医薬品が処方されない場合があります。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当  
☎6571

**国民年金** からのお知らせ

口座振替による前納が大変お得です  
お申し込みは2月末までに！

国民年金保険料を口座振替で前納(納期未到来分をまとめて納付)すると、保険料の割引があります。

平成26年4月分から、保険料の2年前納(平成26年4月より新設)、1年前納、6か月前納のいずれかを希望される場合、または、振替方法の変更を希望される場合は、**平成26年2月末までに手続きが必要**です。

手続きは、金融機関の届出印、通帳をご持参の上、口座振替を希望する金融機関(ゆうちょ銀行を含む)、日本年金機構草津年金事務所、または役場住民課保険年金担当の窓口でお願いします。なお、口座振替の手数料は不要です。現在、口座振替を利用されており、これまでに前納の手続きをされた方は、引き続き決められた期日に前納分が口座振替されます。

参考：口座振替を利用した場合の保険料額【平成25年度(1か月15,040円)の場合】

	振替内容	保険料	割引額
2年前納	4月分から翌々年3月分の保険料を4月末に振替	平成25年度については実施なし	
1年前納	4月分から翌年3月分の保険料を4月末に振替	176,700円 / 1年	3,780円(1年)
6か月前納	4月分から9月分の保険料を4月末に、10月分から翌年3月分を10月末に振替	89,210円 / 6か月	1,030円(6か月)
早割制度	毎月の保険料を当月末に振替	14,990円 / 1か月	50円(1か月)
翌月振替	毎月の保険料を翌月末に振替	15,040円 / 1か月	納期限日の振替のため割引なし

※平成26年度(平成26年4月から平成27年3月)、平成27年度(平成27年4月から平成28年3月)の保険料と割引額については、平成26年2月中に告示される予定です。



◆問い合わせ先

草津年金事務所 国民年金課 ☎077-567-2220 住民課 保険年金担当 ☎6571